

戦前日本の社会事業従事者養成

渡 邊 かおり

はじめに

本稿は戦前の日本において、国やその関連機関が行った社会事業従事者の養成について論じることを目的としている。1920年代に入り、社会事業の拡大が進む中で、社会事業の人材の養成が政策課題となった。具体的には、1925年12月に「地方社会事業職員制」(勅令第323号)が公布され、地方の社会事業を担う行政職員が求められるようになったことがある。本稿では、このような社会事業従事者の養成に焦点を置きながら、以下の章立てで論じる。

まず、第1章では、国による内務省社会局の設置と、地方における社会課の設置が始まり、社会事業の実施体制の整備が進められたことについて論じる。第2章では、1908年から1922年にかけて行われた内務省主催による感化救済事業(地方)講習会及び社会事業講習会と、1925年より実施された財団法人中央社会事業協会(以下、中央社会事業協会と表記)主催による社会事業講習会について確認する。第3章では、機関における社会事業従事者養成として、感化救済事業職員養成所及び社会事業職員養成所での講習と、当初社会局と恩賜財団慶福会の援助によって中央社会事業協会が実施し、後に社会事業研究所が実施するようになった社会事業研究生制度について取り上げることとする。

第1章 社会事業実施体制の整備

社会事業に関する中央の行政機関として、1917年8月に地方局に救護課が設置された。それまでは、地方局府県課で感化救済の事務が行われていたが、取り扱う事務が増加していたため、新たに救護課が新設されたのである。1919年12月に救護課は社会課に改められ、さらに1920年8月に社会課は地方局から独立して社会局と

なった。そこで行われる事務は、賑恤及救護に関する事項、軍事救護に関する事項、失業の救済及防止に関する事項、児童保護に関する事項、其他社会事業に関する事項であった¹⁾。また、同局は第1課、第2課に分かれており、第1課では、罹災救助、窮民救助、其他賑恤救済に関する事項、軍事救護に関する事項、職業紹介、授産事業其他失業の救済及防止に関する事項、其他他の局課に属せざる社会事業に関する事項を扱い、第2課では感化教育其他児童保護に関する事項、共済組合及小資融通施設に関する事項、民力涵養に関する事項、社会教化事業に関する事項を扱った²⁾。なお社会局は、1922年11月に内務省外局となり、後の1938年1月には内務省から衛生局と社会局が分離されて厚生省が設置されることとなる。

国による地方局救護課の設置を受け、道府県でもそれぞれ社会課を設置し、地方機関として社会事業に取り組む体制作りを行った。1918年6月に初めて大阪府で救済課(後に社会課と改称)が設置され、翌年の1919年7月に兵庫県、愛知県、神奈川県にも社会課が設置されて以降、1926年7月までにすべての道府県に社会課が設置されるに至った。社会課において所管する事項として、地方社会事業の監督、指導、救護法に依る救護、軍事救護、行旅病人並行旅死亡人取扱、児童保護、感化事業、公営住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、市場、食堂、簡易宿泊所、融和事業生活改善、勤儉奨励、社会教化、職業紹介並失業の救済、防止、移植民の保護奨励等があった³⁾。また、道府県単位だけでなく、大阪市、横浜市のように都市においても社会課の設置が進められ、1932年12月末の時点で全国都市121市の中で社会課を設置したのは71市に及んでいた⁴⁾。

このように道府県や市において社会課が設置され、そ

ここで働く従事者が増える中で、1925年12月に勅令第323号で「地方社会事業職員制」が公布された。そこでは、「地方ニ於ケル社会事業ニ関スル事務ニ従事セシムル為北海道地方費又ハ府県費ヲ以テ道庁又ハ府県ニ通シテ左ノ事務職員ヲ置クコトヲ得」とあり、「社会事業主事 専任61人以内 奏任官待遇」、「社会事業主事補 専任253人以内 判任官待遇」とあった⁵⁾。奏任官および判任官とは、1920年8月に勅令第248号「地方待遇職員令」で規定された待遇職員のことである。奏任官待遇職員は年俸制で、特別俸（3,300円以上4,000円以下）及び1級俸（3,000円）から13級俸（700円）まで、判任官待遇職員は月俸制で、特別俸（100円以上120円以下）及び1級俸（95円）から11級俸（20円）までという待遇であった⁶⁾。つまり、北海道地方費又は府県費という税金によって、社会事業主事及び社会事業主事補という社会事業に関する行政職員が雇用されるようになったのである。

1936年2月に社会事業主事は61人、社会事業主事補は253人の規定人数に達したため、1936年10月の勅令第378号において、「社会事業主事 専任81人以内」、「社会事業主事補 専任298人以内」と規定が改正された⁷⁾。その後も社会事業主事及び社会事業主事補は増え続けたため、1941年11月の勅令第952号では、「社会事業主事 専任201人以内」、「社会事業主事補 専任674人以内」に規定が改正されるにいたった⁸⁾。

このように、社会事業にかかわる行政職員が増加した背景には、国による社会事業従事者の養成が進められたことがあった。その取り組みは、次に取り上げるように大きく分けて2つの方向から行われた。1つは講習会による社会事業従事者養成、もう1つは機関における社会事業従事者養成である。

第2章 講習会による社会事業従事者養成

第1節 内務省主催による社会事業講習会

1908年9月に内務省によって行われた感化救済事業講習会は、日本における社会事業従事者養成のルーツと言える。第1回感化救済事業講習会は1908年9月1日から10月7日まで東京市で実施され、感化救済事業の関係者、教育家、警察官、篤志家等が参加し、受講者数は340名、講師数は35名であった。この時の講演は『感化救済事業講演集 上』及び『感化救済事業講演集 下』に収められているが、38つの講演と4つの「実験談」が行われた。講演のタイトルをいくつかを抜粋すると、「救済の意義」、「泰西に於ける感化救済事業」、「監獄行政と感化事業」、「少年犯罪者与其特殊矯正法」、「実践倫

理」、「貧民患者の救済」、「救済事業及制度の要義」、「各国に於ける救済事業及制度」、「感化救済事業と普通教育」、「社会教育」、「感化院の目的及其事業」、「児童研究」、「社会衛生」、「都市の改善」、「農村の改良」等があった。また、「実験談」として「中等教育界に於ける不良生徒の感化」、「感化教育と葉隠の意義」、「感化事業実験談」等があった⁹⁾。講演や「実験談」のタイトルにみられるとおり、感化救済事業講習会では、非行少年・少女を保護及び教育してその矯正を図る感化事業や、児童に関する問題が主に取り上げられていた。

感化救済事業講習会は翌年以降も継続されたが、第2回目（1909年10月～11月）には約1ヶ月の開催、第3回目（1910年11月）は約2週間の開催となるなど、年度によって開催日数は異なるが、次第に短縮される傾向にあった。また、第1回から第7回（1914年10月）までは東京市で行われたが、遠隔地居住者の不便さや参加者が一部の人に限られるという問題があり、1915年7月からは第1回感化救済事業地方講習会と名称を変更して地方を巡回するようになった。感化救済事業地方講習会は、毎年10日前後の日程で行われた。その科目について、1919年8月に秋田県で行われた第14回感化救済事業地方講習会の例を確認すると、「社会事業要綱」、「救貧事業」、「少年保護、感化教育、保育事業」、「盲啞教育」、「出獄人保護」、「児童心理学」、「児童生理学」、「防貧施設」、「社会衛生」、「秋田県救済事業趨勢」、「欧米社会事業視察談」の11科目であった¹⁰⁾。このように、感化救済事業講習会と同様に、感化救済事業地方講習会においても児童に関する問題に焦点がおかれていた。

感化救済事業地方講習会は、1920年1月より第1回社会事業講習会へと名称が変更され、同年に4回、翌年は3回開催された。そして1921年8月に札幌で第7回社会事業講習会が開催された時点で、それまでの受講者数が6,000人を超え、ほぼ全国を一巡したことから、翌年の1922年10月の第8回社会事業講習会は再び東京市で行われた。この時の講習会は8日間にわたって行われ、その科目は「社会事業要綱」、「食料品の売買組織一般」、「国民生活の基準と調和」、「住宅問題」、「戦後の失業問題」、「委員制度」、「社会事業要務」、「隣保事業」の8科目であった¹¹⁾。なお、「委員制度」の担当は大阪府嘱託の小河滋次郎であり、方面委員が取り上げられたと思われる。1918年7月の米騒動以降、経済の変動等によって国民の生活は危機を迎えており、大阪府知事の林市蔵は小河滋次郎の助言をもとに1918年10月より方面委員制度を導入した。その後、方面委員制度は全国に広がり、各地で活動を行っていた。このような社会の変動

を受け、社会事業講習会でも従来重視されていた児童に関する問題ではなく、さしあたって対応が必要とされる問題が選ばれて行われた。

社会事業講習会が再び東京市で実施された1922年に、地方においても各道府県等の主催によって、社会事業講習会が開かれた。同年に社会事業講習会が開催された市は、松山市（主催：愛媛県。以下主催者は括弧表記）、神戸市（兵庫県）、吉野村（奈良県）、岡山市（岡山県）、名古屋市（愛知仏教会）、富山市（富山県、石川県）、福島市（福島県）、札幌市（北海道）、長野市（長野県）、大垣市（岐阜県）の計10ヶ所であった¹²⁾。このように、1922年には内務省主催の社会事業講習会と、道府県等主催の社会事業講習会が同時並行的に進められた。なお、この年に東京市で行われた社会事業講習会をもって、内務省主催の社会事業講習会は終了となったが、道府県主催の社会事業講習会は翌年以降もいくつかの市で続けられた。

第2節 中央社会事業協会主催による社会事業講習会

次に、中央社会事業協会主催による社会事業講習会について取り上げる。中央社会事業協会の前身は、1908年10月に設立された中央慈善協会であり、その後1921年3月に社会事業協会に改称、さらに1924年3月に中央社会事業協会へと改組された。この改組の背景には、財団法人安田修徳会及び財団法人原田積善会からの寄付金を特別会計として共済組合部の事業を経営する計画が確立されたこと、そして内務省より補助を受けて地方改善事業を経営するにいたったことがあった。中央社会事業協会は、その目的を「社会事業ニ関スル知識ノ普及ヲ図リ、其ノ事業ノ健全ナル発達ヲ期スル」とした¹³⁾。そのためのものである。そのための事業として、社会事業経営者の相互連絡、社会事業に関する功労者の表彰、社会事業従事者の共済事業、社会事業に関する調査研究、全国社会事業大会、講習会、講演会等の開催等があった。このように、中央社会事業協会は社会事業に関する講習会等の開催を事業の1つとしていた。そのため、従来は内務省主催によって行われ、1922年10月に終了した社会事業講習会は、新たに中央社会事業協会主催によって開催されるようになったのである。

中央社会事業協会主催による第1回社会事業講習会は、1925年2月から5月にかけての100日間にわたって行われた。この講習会は、20歳以上でかつ(1)1年以上社会事業に関する事務に従事せる者、(2)師範学校、中学校、高等女学校を卒業したる者、又は之と同等以上の学力を有する者、(3)其他官公署又は公益団体に於て推薦したる者、のいずれかに該当する者を対象に、定員50名

として実施された。そのカリキュラムは多彩であり、月・火・水・金・土曜日の午前8時30分から午後0時20分までは正科講義の受講、木曜日の午前8時から正午までは科外講義を受講することになっていた。

正科講義科目は、「社会学」、「倫理学（社会道徳）」、「心理学（変態心理）」、「経済学」、「社会思想」、「社会政策及労働法制」、「哲学概論」、「教育概論」、「宗教概論」、「社会事業概論」、「農村問題」、「住宅問題」、「社会保険」、「児童保護事業」、「不良少年保護事業」、「釈放者保護事業」、「地方改善事業」、「隣保事業」、「社会教化事業」、「職業紹介事業」、「防貧事業」、「救貧事業」、「社会衛生」の計23科目、300時間であった¹⁴⁾。また、科外講義科目は、「所感」、「社会事業家の本領」、「警察の社会化」、「社会運動」、「労働運動の帰趨」、「自治の精神」、「精神病理及精神検査法」、「不具者教育問題」、「婦人問題」、「移民問題」、「赤十字事業」、「所謂と行刑」、「我国社会事業の趨勢」であった。見学、視察先としては、東京府立松澤病院、豊多摩及市ヶ谷両刑務所、貴族院議事傍聴、全生病院が選ばれ、さらに宮城（皇居）拝観も行われた¹⁵⁾。

前述した1922年10月に内務省主催で行われた社会事業講習会と、中央社会事業協会主催の社会事業講習会の科目を比べると、受講日数は8日間から100日間へ、そして科目は8科目から23科目へと大幅に増加していることなどから、中央社会事業協会が社会事業従事者養成に本腰を入れた様子がうかがえる。その後、1927年8月には、第1回東北地方社会事業講習会が岩手県との共同開催で行われるなど、地方でも社会事業講習会が開かれた。ただし、中央における社会事業講習会は、第1回目が行われて以降、しばらくの間行われなかった。その後、第2回目の開催は第1回目が実施されてから9年後の1934年に、社会事業中央講習会と名称を変えて行われた。さらに1935年の第3回社会事業中央講習会をもって講習会は終了となった。つまり、中央社会事業協会主催の社会事業講習会は、内務省主催のように毎年定期的には実施されたわけではなく、実施回数も少なかった。その背景には、次にとりあげる機関における社会事業従事者養成、とりわけ1928年度より設けられた社会事業研究生制度の実施による影響もあったと考えられる。

第3章 機関における社会事業従事者養成

第1節 社会事業職員養成所

これまで確認してきたとおり、内務省によって社会事業講習会が開催されてきたが、講習会の実施と平行して、機関における社会事業従事者養成が新たに行われる

ようになった。具体的には、国が1919年に国立感化院である武蔵野学院（埼玉県）内に設置した、感化救済事業職員養成所における従事者養成である。養成所規定によると、入学志願者は20歳以上で「師範学校中学校高等女学校第4学年修了の者又は之と同等以上の学力を有する者」もしくは「2年以上公立又は私立感化院に在職し教養の任に当りたる者」のどちらかに該当する者とされ、9名が入学した¹⁶⁾。養成所における学習期間は6月から12月までの6ヶ月間であり、その間は在学費補助金として毎月5円以内を支給するという規定がなされた。また、学科科目は「教育学及教授法」、「感化教育」、「特殊教育」、「倫理学」、「心理学」、「社会問題」であった¹⁷⁾。さらに、翌年の1920年には、感化救済事業職員養成所は名称を社会事業職員養成所と変更して、11名の生徒を対象に6月から11月まで半年間の講習を行った。その科目は大きく6つに分けられて、「社会問題」、「児童保護」、「感化教育」、「防貧事業」、「救貧事業」、「基礎科学一斑」であった¹⁸⁾。

内務省主催による感化救済事業（地方）講習会及び社会事業講習会は、年度によって多少異なるものの、第1回感化救済事業講習会が最長の約5週間であり、第7回感化救済事業講習会（1914年10月）以降は毎年10日前後の講習期間であった。これに対し、感化救済事業職員養成所及び社会事業職員養成所における講習期間は6ヶ月と長く、本格的な従事者養成が開始されたようにも思われた。しかし、1921年6月に規定が修学期間6ヶ月以内に改正され、1922年に行われた第5回及び第6回の講習期間はそれぞれ3ヶ月と短縮された¹⁹⁾。感化救済事業職員養成所及び社会事業職員養成所は、1919年度から1923年度まで講習を実施して45人の卒業生を輩出したが、講習期間の短縮にもあらわれているとおり、財政難によって1923年度の講習を最後に閉鎖されることとなった。

第2節 社会事業研究生制度

社会事業職員養成所という、日本で初めて国が関与した機関における社会事業従事者養成の取り組みは終了した。だが、1925年12月に「地方社会事業職員制」が公布され、地方における社会事業行政に携わる職員が求められるようになったため、社会事業従事者の養成は急務であった。そこで、社会局と恩賜財団慶福会の援助を受けて、中央社会事業協会は1928年度より新たに社会事業研究生制度（社会事業従事者養成事業）を開始した。対象者は「大学又は専門学校卒業者にして将来斯業に従事せんとする者に就きその若干名を採用」とあり、目的は「1ヶ年間に亘り各種社会事業の原理並に実務を研究

修得せしめ、社会事業の専門技術者を養成」するためであった²⁰⁾。感化救済事業職員養成所及び社会事業職員養成所での講習は当初6ヶ月間であったことを考えると、その倍の時間をかけて社会事業従事者の養成が開始されたことになる。

社会事業研究生として採用されるのは、大学または専門学校を卒業した者10名程度であり、月に30円（1940年度以降は40円）の研究費が支給された。年齢制限はなく、社会事業従事者の経験の有無も問われなかったため、研究生として集まったのは、(1)仏教徒やキリスト教徒として社会事業に関心をもつ者、(2)社会事業についての専門的な調査研究をすすめんとする者、(3)セツラーなどとしての社会事業従事経験がすでにある者、(4)社会改良的な活動や運動を实践せんとする者、(5)「大学は出たけれど」〈1929年〉という流行語を生んだ経済不況下の就職難時代を背景に就職を延期した者など、様々な動機を持つ人材であった²¹⁾。

この社会事業研究生制度は、1939年度より中央社会事業協会内の社会事業研究所に引き継がれた。中央社会事業協会は、皇室からの特別御下賜金によって、1934年に社会事業研究所を設立していた。社会事業研究所では、社会事業の研究調査、雑誌等の刊行、各種会議等の開催等を行っていたが、1938年1月の厚生省の設置や同年3月に社会事業法の公布がなされる中で、1939年に研究所の組織拡大が行われた。それに伴って社会事業研究生制度は新たに社会事業研究所に引き継がれたのである。

第1回（1928年度）から第11回（1938年度）までの社会事業研究生制度は、講義は配属実習前に短期間実施されるのみであり、その内容も概説的で実務的なものを中心であった。しかし、第12回（1939年度）以降は、社会事業の理論や社会事業に関連する様々な科目が設けられるなど、講義の充実が図られた。ただし、第12回（1939年度）の講義は40科目もあり、養成に関わった松本征二（社会事業研究所）も「頗る広汎で凡ゆる問題を取り上げてゐる点多とするのであるが、講義選定の基準が稍不明確であり、之を受ける研究生側も余りにめまぐるしかつたらうと思はれる」と論じたほどであった²²⁾。そこで、科目の整理が行われ、第14回（1941年度）には24科目まで絞られた。具体的な科目名は、「社会事業概論」、「社会事業行政一般」、「社会事業法制概論」、「児童保護法制概論」、「社会調査及社会統計」、「欧米社会事業史」、「日本社会事業史」、「救護事業」、「医療保護事業」、「児童保護事業」、「経済保護事業」、「職業行政」、「方面事業」、「隣保事業」、「社会教化事業」、「軍事

援護事業」、「協和事業」、「司法保護事業」、「農村社会事業」、「社会保険制度」、「労務者保護制度」、「体力管理制度」、「保健衛生制度」、「国民生活と社会事業」であった²³⁾。さらに、同年度の養成においては、講義と見学のほかに実習、社会調査（農村共同調査、都市共同調査、個別調査）、例会（毎月22日）、研究発表会が行われ、卒業論文を提出して修了となった。

社会事業研究生制度は、1928年から1944年までの間に17回実施され、200名が修了した。就職先については、1941年5月の時点で調査が行われている。その調査によると、141名の修了者のうち、87名が社会事業関係の仕事につき、最も多い就職先は「府県社会課」の41名であり、かれらのほとんどが社会事業主事もしくは社会事業主事補として就職した。また、それ以外の就職先では、「私設社会事業団体」が13名、「社会事業連絡機関」が11名、「厚生省」が6名であった²⁴⁾。このように、戦前の社会事業研究生制度は、地方の行政機関で働く職員だけでなく、社会事業に関連する団体や厚生省（国）で働く社会事業従事者も輩出した。さらに、社会事業研究生制度を修了した人の中で、小宮山主計（第1回生）、五味百合子（第8回生）、天達忠雄（第11回生）、今岡健一郎（第15回生）らは、戦後に社会事業教育にも携わることとなる。

だが、日中戦争後に戦時体制が深まっていく中で、社会事業もまた戦時体制へと組み込まれていくようになった。もともと、1938年1月の厚生省の設置や同年3月の社会事業法の公布は、国民の体力増強や国民生活を安定させるための社会事業という目的を果たす為を実施された。それを受けて組織拡大された社会事業研究所も、次第に戦争に協力することが求められるようになっていった。1940年10月に紀元2600年記念全国社会事業大会が開催されて以降、社会事業は次第に厚生事業と言い換えられていくが、社会事業研究生も第15回（1942年2月～9月）²⁵⁾から厚生事業研究生と改称された。さらに、1942年11月に勅令第768号「行政簡素化実施ノ為ニスル警視庁官制外九勅令中改正ノ件」の附則により、地方社会事業職員制は廃止されることとなった²⁶⁾。このことを受けて、また戦争が激化する中で、厚生事業研究生制度は継続することができなくなり、第17回（1943年10月～1944年7月）をもって終了に至ったのである。

おわりに

本稿では、戦前の日本において、国やその関連機関が行った社会事業従事者の養成について論じてきた。その結果をまとめると、次のようになる。まず、1908年9

月以降、内務省主催によって感化救済事業（地方）講習会及び社会事業講習会が進められ、1922年10月に一旦終了した社会事業講習会は、1925年2月より中央社会事業協会主催で再び実施されるようになった。そして、社会事業講習会の実施と平行して、1919年度より感化救済事業職員養成所及び社会事業職員養成所によって社会事業従事者の養成が行われたが、1923年度をもって閉鎖された。その後、1925年12月に地方社会事業職員制が公布されたことを受け、1928年4月より中央社会事業協会によって修学期間を1ヶ年とする社会事業研究生制度が開始され、1939年度より社会事業研究所の事業として引き継がれた。しかし、戦時体制が深まる中で、1942年11月に地方社会事業職員制が廃止された。また、同年より社会事業研究生は厚生事業研究生とその名称を変えたが、第17回（1943年10月～1944年7月）で厚生事業研究生制度は終了した。

以上のように、日本における社会事業従事者養成は、当初、講習会という形で進められ、その後機関によって、3～6ヶ月程度かけて養成が行われ、さらに1928年より開始された社会事業研究生制度によって、1ヶ年に渡って養成が行われるようになった。つまり、社会事業が次第に国の政策課題になるにつれて、それに取り組む社会事業従事者を養成することが求められるようになり、その体制作りも進められたのである。ただし、感化救済事業職員養成所及び社会事業職員養成所が5年で閉鎖されたこと、社会事業研究生制度が社会局だけでなく恩賜財団慶福会から援助を受けて始められたことなどからも理解されるように、社会事業従事者養成は国家予算をつけて計画的に進められたとは言えない状況であった²⁷⁾。そして、講習会の開催や、機関における従事者養成が行われ、府県社会課に就職する人材が輩出されたが、社会事業研究生制度を経て府県社会課に就職したのは1941年5月の時点で41名であったように、社会事業を専門に学んだことのある行政職員の数は限られていた。

なお、1910年代後半以降、大学において社会事業科等の設置が進められたため、社会事業研究生制度を経なくても、大学で社会事業を学んだ経験のある行政職員も活動していたと思われる。よって、本稿では取り上げることができなかったが、国やその関連機関以外における社会事業従事者養成の果たした役割についても目を向ける必要があるだろう。

また、社会事業を学んだ、学んでいないにかかわらず、限られた数の行政職員では、実際に社会事業を必要とする人のところまで足を運ぶという、アウトリーチのよう

な活動は困難であったと考えられる。これも本稿では取り上げることができなかったが、これらの取り組みを行った全国各地の方面委員の存在は、戦前の社会事業を考える上で欠かせないだろう。よって、戦前の社会事業の人材として、俸給を得て働いた社会事業従事者だけでなく、無給の名誉職とされた方面委員の取り組みについても、今後の研究で焦点を当てていきたい。

注

- 1) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑（大正10年版）』、大原社会問題研究所出版部、1921年、6頁。（1975年復刻版、文生書院）
- 2) 同上、6-7頁。
- 3) 財団法人中央社会事業協会編『日本社会事業年鑑（昭和8年版）』財団法人中央社会事業協会、1933年、16頁。（1975年復刻版、文生書院）なお、「救護法に依る救護」は、救護法実施（1932年1月）以降である。
- 4) 同上。
- 5) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A03021578100、御署名原本・1925年（大正14年）・勅令第323号・地方社会事業職員制（国立公文書館）
- 6) JACAR：A03021258600、御署名原本・1920年（大正9年）・勅令第248号・地方待遇職員令（国立公文書館）
- 7) JACAR：A03022056000、御署名原本・1936年（昭和11年）・勅令第378号・地方社会事業職員制中改正（国立公文書館）
- 8) JACAR：Ref.A03022645500、御署名原本・（1941年）昭和16年・勅令第952号・地方社会事業職員制中改正ノ件（国立公文書館）
- 9) 内務省地方局編『感化救済事業講演集上』内務省地方局、1909年及び内務省地方局編『感化救済事業講演集下』内務省地方局、1909年。
- 10) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑（大正9年版）』、大原社会問題研究所出版部、1920年、11頁。（1975年復刻版、文生書院）
- 11) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑（大正12年版）』、大原社会問題研究所出版部、1923年、333-334頁。（1975年復刻版、文生書院）なお、「住宅問題」は、同じ科目名で異なる2人が別々に担当しているため、これをそれぞれ1科目として数える

と全部で9科目になるが、ここでは科目名に基づいて8科目とした。

- 12) 同上、334頁。
- 13) 財団法人中央社会事業協会『財団法人中央社会事業協会30年史』財団法人中央社会事業協会、1935年、152頁。
- 14) 大久保満彦「社会事業研究所における社会事業幹部職員養成事業について」『社会事業』第25巻第9号、中央社会事業協会社会事業研究所、1941年、87-88頁。
- 15) 同上、88頁。
- 16) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑（大正9年版）』、12頁。
- 17) 同上。
- 18) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑（大正10年版）』、26頁。
- 19) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑（大正12年版）』、334頁。
- 20) 財団法人中央社会事業協会『財団法人中央社会事業協会30年史』、342頁。
- 21) 日本社会事業大学40年史刊行委員会編『日本社会事業大学40年史』日本社会事業大学、1986年、39-40頁。
- 22) 松本征二「『社会事業研究生』養成に従事して」『社会事業』第24巻第3号、中央社会事業協会社会事業研究所、1940年、82頁。
- 23) 大久保満彦「社会事業研究所における社会事業幹部職員養成事業について」、91-92頁。
- 24) 日本社会事業大学40年史刊行委員会編『日本社会事業大学40年史』、63頁。
- 25) 社会（厚生）事業研究生制度は、第1回（1928年度）から第13回（1940年度）までは4月に始まり3月に修了するという1ヶ年の研修であったが、第14回から次のように変則的な養成期間となっている。第14回は1941年4月～12月、第15回は1942年2月～9月、第16回は1942年10月～1943年9月、第17回は1943年10月～1944年7月、である。日本社会事業大学40年史刊行委員会編『日本社会事業大学40年史』、60頁。
- 26) JACAR：A03022766800、御署名原本・1942年（昭和17年）・勅令第768号・行政簡素化実施ノ為ニスル警視庁官制外九勅令中改正ノ件（国立公文書館）
- 27) ただし、これは社会事業従事者養成に限ったことではない。戦前の社会事業そのものが御下賜金や寄付金などに依存する傾向にあった。